



三重県公報

平成11年12月3日(金)

第1118号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 行政書士法施行細則等の一部を改正する規則……………(政策評価推進課) 2

企業庁管理規程

- 三重県企業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程……………(企業庁) 20
- 三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程……………(同) 21
- 三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程……………(同) 21

告示

- 医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………(医務福祉課) 21
- 結核予防法の規定による医療機関の指定……………(健康対策課) 22
- 結核予防法の規定による医療機関からの指定の辞退……………(同) 22
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定……………(障害保健福祉課) 23
- 身体障害者福祉法の規定による医療機関の指定……………(同) 24
- 同件……………(同) 24
- 同件……………(同) 25
- 同件……………(同) 25
- 身体障害者福祉法の規定による医療機関からの指定の辞退の届出……………(同) 25
- 農業災害補償法による業務の規模の基準の一部改正……………(金融・経営課) 25
- あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出……………(市町村課) 25
- 字の区域を変更する旨の届出……………(同) 26
- 道路の区域決定及びその関係図面の縦覧……………(道路保全課) 26
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧……………(同) 26
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧……………(同) 27

選管告示

- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……………(選挙管理委員会) 28
- 公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨の報告……………(同) 28
- 公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部改正……………(同) 28
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(同) 29
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出……………(同) 30
- 政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 30
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) 32

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(生活課) 33
- 第51回准看護婦試験の実施……………(医務福祉課) 33
- 収去した飼料の試験結果の概要の公表……………(農芸畜産振興課) 34
- 土地改良区役員の退任の届出……………(農業基盤整備課) 34
- 土地改良区役員の就任の届出……………(同) 34
- 土地改良事業の認可……………(同) 35
- 第二種大規模小売店舗に関する公示……………(商工振興課) 35
- 大規模小売店舗に係る公示についてその効力を失った旨……………(同) 35
- 公共測量を実施する旨の通知……………(監理課) 35
- 同件……………(同) 35

- 都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 36
- 同伴……………(同) 36
- 特定調達公告**
- 落札者を決定した旨……………(管財官繕課) 36
- 同伴……………(出納局) 36
- お知らせ**
- 少子化問題啓発事業の提案書の募集……………(健康福祉政策課) 37

規 則

行政書士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十一年十二月三日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第百十五号

行政書士法施行細則等の一部を改正する規則

(行政書士法施行細則の一部改正)

第一条 行政書士法施行細則(昭和二十六年三重県規則第十九号の一)の一部を次のように改正する。

第五条中「その氏名」の下に「又は受験番号」を加える。

第二号様式中「認印する」を「認印し得ず」に改める。

第三号様式記入上の注意5中「受験票」を「受験申込書」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「証明する」を「証明し得ず」に改める。

(三重県建設工事検査規則の一部改正)

第二条 三重県建設工事検査規則(昭和四十年三重県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「決定する」を「決定し得ず」に改める。

第四号様式中「命ずる」を「命じ得ず」と、「手直事項をお調べし得ず」を「手直命令に応じ得ず」に改める。

第四号様式中「補正事項をお調べし得ず」を「の補正命令に応じ得ず」に改める。

(三重県補助金等交付規則の一部改正)

第三条 三重県補助金等交付規則(昭和三十七年三重県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「を交付されるよう」を「の交付を受けたいので」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第21条関係)」に改め、同様式表中「証明する」を「証明し得ず」に改め、「照会」を削る。

(三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部改正)

第四条 三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則(昭和三十四年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五号様式中「差し押える」を「差し押え得ず」と、「許可する」を「許可し得ず」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「差し押える」を「差し押え得ず」に改める。

第十六号様式中「取り上げる」を「取り上げ得ず」に改める。

第十九号様式中「占有する」を「占有し得ず」と、「命ずる」を「命じ得ず」に改める。

第二十号様式中「搬出する」を「搬出し得ず」に改める。

第三十号様式中「参加差押をする」を「参加差押をし得ず」に改める。

第三十六号様式中「受ける」を「受け得ず」と、「命ずる」を「命じ得ず」に改める。

第四十四号様式中「決定する」を「決定し得ず」に改める。

第四十六号様式中「入札する」を「入札し得ず」に改める。

第四十七号様式中「定める」を「定め得ず」と、「最高価格申込者とする」を「最高価格申込者とし得ず」に改める。

第五十九号様式中「配当する」を「配当し得ず」と、「作る」を「作り得ず」に改める。

第六十二号様式中「作る」を「作り得ず」と、「命ずる」を「命じ得ず」に改め、同様式の調理要領四中「占有した」を「占有しました」と、「搬出した」を「搬出しました」と改め、調理要領五中「命ずる」を「命じ得ず」に改める。

(三重県公害管理規則の一部改正)

第五条 三重県公害管理規則(昭和十五年三重県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五号様式及び第六号様式中「許可する」を「許可し得ず」に改める。

(三重県交通災害共済条例施行規則の一部改正)

第六条 三重県交通災害共済条例施行規則(昭和四十三年三重県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四号様式中「第4号様式の2」を「第4号様式の2(第7条の2関係)」に、「殿」を「様」に改める。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

(三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部改正)

第七条 三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成十年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三号様式表中「証明する」を「証明し得ず」に改める。

(三重県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第八条 三重県青少年健全育成条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一号様式表中「証明する」を「証明し得ず」に改める。

(衛生試験検査等の手続に関する規則の一部改正)

第九条 衛生試験検査等の手続に関する規則(昭和三十五年三重県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第2条関係)」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第5条関係)」に、「あったから証明する」を「したので証明し得ず」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第5条関係)」に改める。

(三重県公衆衛生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第十条 三重県公衆衛生修学資金貸付条例施行規則(昭和四十三年三重県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第1条関係)」に、「殿」を「様」に、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第1条関係)」に、「殿」を「様」に、「受けましたうえは」を「受けました上は」と、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に、「受けるにつまましでは」を「受けるについで」と、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第6条関係)」に、「殿」を「様」に、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第11条関係)」に、「殿」を「様」に、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第12条関係)」に、「殿」を「様」に、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

(三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部改正)

第十一条 三重県立公衆衛生学院条例施行規則(昭和四十九年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「入学願書」を「入学申込書」に改める。

第一号様式中「入学願書」を「入学申込書」と、「三重県収入証紙ちよう付欄」を「三重県収入証紙はり付欄」と、「写真ちよう付欄」を「写真はり付欄」と、「お願ひし得ず」を「申請し得ず」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第5条関係)」に、「証明する」を「証明し得ず」に改め

る。

(三重県歯科技士及び歯科衛生士修学資金貸与規則の一部改正)

第十二条 三重県歯科技士及び歯科衛生士修学資金貸与規則(昭和五十五年三重県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第五号関係)」に改め、「昭和」を削り、「規」を「様」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第五号関係)」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第八号関係)」に、「貼付する」を「はり付ける」に、「規」を「様」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第十号関係)」に、「規」を「様」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第十二号関係)」に、「規」を「様」に改める。

(行旅病人及び行旅死し人取扱規則の一部改正)

第十三条 行旅病人及び行旅死し人取扱規則(昭和六十二年三重県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第二号関係)」に、「規」を「様」に、「扱った」を「扱った」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第二号関係)」に、「規」を「様」に改める。

(栄養改善法施行細則の一部改正)

第十四条 栄養改善法施行細則(昭和二十八年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(様式第一号)」を「(様式第一号(第二号関係))」に、「規」を「様」に改め、「昭和」を削る。

様式第二号中「(様式第二号)」を「(様式第二号(第六号関係))」に、「規」を「様」に改め、「このたび、」を削り、「しましたから」を「しましたので」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

様式第二号の2中「(様式第二号の2)」を「(様式第二号の2(第六号の2関係))」に改める。

様式第三号中「(様式第三号)」を「(様式第三号(第七号関係))」に、「規」を「様」に改め、「このたび、」を削り、「しますから」を「しますので」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

様式第四号中「(様式第四号)」を「(様式第四号(第八号関係))」に改める。

様式第五号中「(様式第五号)」を「(様式第五号(第九号関係))」に、「規」を「様」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

様式第六号中「(様式第六号)」を「(様式第六号(第十号関係))」に、「規」を「様」に、「取付した」を「取付しめた」に、「送付する」を「送付します」に改める。

(三重県総合保健センター条例施行規則の一部改正)

第十五条 三重県総合保健センター条例施行規則(昭和五十二年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第一号関係)」に改め、「昭和」を削り、「規」を「様」に、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

(栄養士法施行細則の一部改正)

第十六条 栄養士法施行細則(昭和五十二年三重県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第一号関係)」に、「規」を「様」に、「(規格 B5)」を「(規格A4)」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第一号関係)」に、「規」を「様」に、「(規格 B5)」を「(規格A4)」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第一号関係)」に、「規」を「様」に、「(規格 B5)」を「(規格A4)」に改める。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第十七条 老人福祉法施行細則(平成五年三重県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第八号様式、第十号様式及び第十四号様式中「認可されたく」を「許可せ」に改める。

第十六号様式及び第十八号様式中「許可されたく」を「許可せ」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第十八条 児童福祉法施行細則(昭和十九年三重県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十一号様式中「認める」を「認めます」に改める。

第十六号様式中「第16号様式」を「第16号様式(第17号関係)」に改める。

第十七号様式中「第17号様式」を「第17号様式(第17号関係)」に改める。

第十八号様式中「第18号様式」を「第18号様式(第17号関係)」に、「診断する」を「診断します」に改める。

第十九号様式中「第19号様式」を「第19号様式(第17号関係)」に改める。

第二十号様式中「第20号様式」を「第20号様式(第18号関係)」に、「通知する」を「通知します」に改める。

第二十一号様式中「第21号様式」を「第21号様式(第18号関係)」に改める。

第二十二号様式中「第22号様式」を「第22号様式(第18号関係)」に改める。

第二十三号様式の三中「診断する」を「診断します」に改める。

第三十一号様式の三中「第31号様式の3」を「第31号様式(第34号関係)」に、「請求する」を「請求します」に改める。

第三十二号様式の四中「申請する」を「申請します」に改め、同様式の注を削る。

第三十三号様式の五中「申請する」を「申請します」に改める。

第三十四号様式の六中「交付決定されたところである」を「交付決定がありました」に、「交付額を次のとおり変更されたく申請する」を「次のとおり交付額の変更について申請します」に、「記入すること」を「記入してください」に改め、同様式の注を削る。

第三十五号様式の七中「交付決定されたところである」を「交付決定がありました」に、「交付額を次のとおり変更されたく申請する」を「次のとおり交付額の変更について申請します」に、「記入すること」を「記入してください」に改める。

第三十四号様式の三中「提出する」を「提出します」に改め、同様式の注を削る。

第三十四号様式の四中「提出する」を「提出します」に改める。

(母子及び養育福祉法施行細則の一部改正)

第十九条 母子及び養育福祉法施行細則(昭和四十年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六号様式、第七号様式及び第九号様式の三中「証明する」を「証明します」に改める。

第十四号様式中「受けるために必要がありますので」を「受けるために」に改める。

(母子保健法施行細則の一部改正)

第二十条 母子保健法施行細則(昭和六十二年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第一号関係)」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第一号関係)」に改め、同様式備考中「省略することができます」を「省略することができます」に、「記入すること」を「記入してください」に改め、同様式別紙一中「診断する」を「診断します」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第一号関係)」に、「認める」を「認めます」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第一号関係)」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第一号関係)」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第一号関係)」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第一号関係)」に改める。

第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第一号関係)」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第二十一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和十九年三重県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「命じる」を「命じます」に改める。

第三号様式中「診断する」を「診断します」に改める。

第十号様式の二及び第十号様式の三中「規」を「様」に改める。

(三重県盲人センター条例施行規則の一部改正)

第二十二条 三重県盲人センター条例施行規則(昭和二十九年三重県規則第二十号)の一部を次のように改正

する。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第4条関係)」とし、「殿」を「様」に、「許可されるよう」を「入所許可について」とし、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第4条関係)」とし、「殿」を「様」に、「許可されるよう」を「利用許可を」とし、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

(三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第二十三条 三重県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年三重県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の注を次のように改める。

注

- 1 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

第一号様式中「殿」を「様」に

31(身体障害)①(1級)②(2級)③(3級)	を	31(身体障害)①(1級)②(2級)③(3級)
31(知的障害)①(A)②(B)		31(知的障害)①(A)②(B)
31(精神障害)①(1級)②(2級)		31(精神障害)①(1級)②(2級)

に改める。

第三号様式中	療育手帳、身体障害者手帳所持の有無	療育手帳(記号番号)	有	療育手帳(記号番号)	無	を
		身体障害者手帳(記号番号)				

⑨	療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持の有無	療育手帳(記号番号)	有	療育手帳(記号番号)	無	に改める。
		精神保健福祉手帳(1級・2級)(記号番号)		精神保健福祉手帳(1級・2級)(記号番号)		

第四号様式に注として次のように加える。

注 記名押印に代えて署名することができます。

第六号様式及び第七号様式の注に次のように加える。

4 記名押印に代えて署名することができます。

第八号様式及び第九号様式に注として次のように加える。

注 記名押印に代えて署名することができます。

第十号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

第十一号様式中「診断(証明)する」を「診断(証明)します」に改める。

第十三号様式の注を次のように改める。

注

- 1 損傷した証書を添付すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

第十四号様式から第十六号様式までに注として次のように加える。

注 記名押印に代えて署名することができます。

第十七号様式の注を次のように改める。

注

- 1 年金受給権者又は年金管理者が氏名を変更した場合は、三重県心身障害者扶養共済年金証書を添付すること。

2 記名押印に代えて署名することができます。

第十八号様式の注を次のように改める。

注

- 1 年金受給権者が死亡した場合は、三重県心身障害者扶養共済年金証書を添付すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

第十九号様式から第二十一号様式までに注として次のように加える。

注 記名押印に代えて署名することができます。

第二十号様式中	本人の状況	生活保護受給の有無	を	本人の状況
	1 施設の入所 施設名	有		1 施設の入所 施設名
	2 入院		無	2 入院
	3 在宅			3 在宅
	(1) 就 労		(1) 就 労	
	(2) 養護学校		(2) 養護学校	
	(3) 特殊学級		(3) 特殊学級	
	4 その他		4 その他	
	()		()	

改め、同様式に注として次のように加える。

注 記名押印に代えて署名することができます。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第二十四条 身体障害者福祉法施行規則(平成五年三重県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「同意する」を「同意します」に改める。

第二号様式中「依頼する」を「依頼します」に改める。

第三号様式中「報告する」を「報告します」に改める。

第五号様式中「通知する」を「通知します」と、「願いたい」を「してください」に改める。

第八号様式中「通知する」を「通知します」に改める。

第十一号様式中「申請する」を「申請します」に改める。

第十四号様式中「種類する便宜等」を「種類」と、「提供する便宜等の内容」を「内容」と、「行おうとする」を「行う」に改める。

(クリーニング業法施行規則の一部改正)

第二十五条 クリーニング業法施行規則(昭和二十一年三重県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「(第1号様式)」を「第1号様式(第4条関係)」とし、「(規格B5)」を「(規格A4)」に改める。

第二号様式中「(第2号様式)」を「第2号様式(第4条関係)」とし、「氏名」を「氏名 様」と、「証する」を「証します」に改める。

第三号様式中「(第3号様式)」を「第3号様式(第5条関係)」に改める。

第四号様式中「(第4号様式)」を「第4号様式(第5条関係)」に改める。

第五号様式中「(第5号様式)」を「第5号様式(第7条関係)」に改める。

第六号様式中「(第6号様式)」を「第6号様式(第7条関係)」に改める。

第十二号様式中「(第12号様式)」を「第12号様式(第14条関係)」に改める。

第十三号様式中「(第13号様式)」を「第13号様式(第15条関係)」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第二十六条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十一年三重県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第4条関係)」とし、「名称(氏名)」を「名称(氏名) 様」と、「指定する」を「指定します」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第4条関係)」に、「氏名」を「氏名様」に、「指定する」を「指定します」に改める。

第九号様式中「筆記年月日時分」を「学科及び実地年月日時分から時分まで」に、「実地年月日時分」を「実地年月日時分」に改める。

「(1)筆記試験」「学科及び実地試験」を「筆記試験については時分、実地試験については時分」に改める。

(2)実地試験」を「時分」に改める。

第十号様式中「氏名」を「氏名様」に、「証する」を「証します」に改める。

第十一号様式及び第十二号様式中「氏名」を「氏名様」に、「限る」を「限ります」に改める。

「証する」を「証します」に改める。(理容師法施行細則の一部改正)

第二十七条 理容師法施行細則(昭和三十三年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十号様式中「証紙ちよう付欄」を「証紙はり付欄」に改める。

第二十一号様式中「開設者の氏名(法人にあつては名称)」を「開設者の氏名(法人にあつては名称)様」に、「確認する」を「確認します」に改める。

第二十五号様式中「美容師名」を「美容師名様」に、「承認する」を「承認します」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第二十八条 美容師法施行細則(昭和三十三年三重県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十号様式中「証紙ちよう付欄」を「証紙はり付欄」に改める。

第二十一号様式中「開設者の氏名(法人にあつては名称)」を「開設者の氏名(法人にあつては名称)様」に、「確認する」を「確認します」に改める。

第二十五号様式中「美容師名」を「美容師名様」に、「承認する」を「承認します」に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

第二十九条 調理師法施行細則(昭和三十四年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「本籍地」を削り、「氏名」を「氏名様」に、「証する」を「証します」に改める。

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十条 化製場等に関する法律施行細則(昭和三十五年三重県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第四号様式及び第八号様式中「氏名」を「氏名様」に、「許可する」を「許可します」に改める。

第十号様式中「氏名」を「氏名様」に、「証明する」を「証明します」に改める。

(三重県魚介類行商営業条例施行規則の一部改正)

第三十一条 三重県魚介類行商営業条例施行規則(昭和三十七年三重県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「氏名」を「氏名様」に、「許可する」を「許可します」に改める。

(薬事法施行細則の一部改正)

第三十二条 薬事法施行細則(昭和四十七年三重県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

配置販売従事届

年月日

三重県知事様

住所
届出者
氏名

配置販売従事について、次のとおり届け出ます。

配置販売業者	氏名
	住所
配置販売従事者	氏名
	住所
配置販売に従事する区域	配置販売に従事する期間

(規格A4)

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第三十三条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和四十七年三重県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「記入すること」を「記入してください」に改める。

(三重県動物の保護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第三十四条 三重県動物の保護及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年三重県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十五条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成元年三重県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

る。
第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「氏名」を「氏名 様」に、「許可する」を「許可しませう」に改める。

第九号様式から第十一号様式までを次のように改める。

第9号様式(第13条関係)

墓 籍 管理者 氏 名

墓地使用者		死 亡 者						埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 年 月 日	

第10号様式(第13条関係)

納 骨 簿 管理者 氏 名

焼骨収蔵委託者		死 亡 者						収 蔵 の 年 月 日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 年 月 日	

第11号様式(第13条関係)

火 葬 簿 管理者 氏 名

火葬申請者		死 亡 者					火葬の年月日	
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別		死 亡 年 月 日

(三重県小規模水道条例施行規則の一部改正)

第二十六条 三重県小規模水道条例施行規則(昭和四十一年三重県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第11条関係)」に、「証明する」を「証明します」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(附則第2項関係)」に、「殿」を「様」に、「お届けします」を「届け出ます」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

(三重県公害防止条例施行規則の一部改正)

第三十七条 三重県公害防止条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の五及び第十一号様式の三中「確認する」を「確認します」に改める。

第十五号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

(三重県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第三十八条 三重県環境影響評価条例施行規則(平成十一年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第三十九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年三重県規則第四十八号の二)の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第十号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

(三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第四十条 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第六号様式中「証明してはならない」を「証明してはいただけません」に改める。

第十二号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

(三重県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第四十一条 三重県立自然公園条例施行規則(昭和二十二年三重県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第三中「様式第3」を「様式第3(第31条関係)」に、「證明である」を「證明です」に改める。

(三重県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第四十二条 三重県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年三重県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十号様式から第十二号様式までの規定中「証明する」を「証明します」に改める。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部改正)

第四十三条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和五十五年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「技能試験及び知識試験を免除していただくよう関係書類を添えて」を「関係書類を添えて技能試験及び知識試験の免除を」に改める。

(三重県改良普及員資格試験条例施行規則の一部改正)

第四十四条 三重県改良普及員資格試験条例施行規則(昭和二十八年三重県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「認定する」を「認定します」に改める。

第五号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

第六号様式中「証する」を「証します」に、「氏名」を「氏名 様」に改める。

(三重県水産業改良普及員資格試験規則の一部改正)

第四十五条 三重県水産業改良普及員資格試験規則(昭和四十一年三重県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

第五号様式中「証する」を「証します」に、「氏名」を「氏名 様」に改める。

(三重県種畜貸し付け並びに委託条例施行規則の一部改正)

第四十六条 三重県種畜貸し付け並びに委託条例施行規則(昭和十五年三重県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第2条関係)」に、「 殿」を「 様」に、「誓約致します」を「誓約します」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第2条関係)」に、「 殿」を「 様」に、「誓約致します」を「誓約します」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第2条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第4条関係)」に、「 殿」を「 様」に、「昭和」を削る。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第8条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第8条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第九号様式中「第九号様式」を「第九号様式(第9条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第四十七条 家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年三重県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名」を「氏名 様」に、「許可する」を「許可します」に改める。

(養ほつ振興法施行細則の一部改正)

第四十八条 養ほつ振興法施行細則(昭和三十年三重県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第2条関係)」に、「 殿」を「 様」に、「届をします」を「届け出ます」に改め、「昭和」を削る。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第2条関係)」に、「 殿」を「 様」に、「変更届をします」を「変更を届け出ます」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第6条関係)」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第3条関係)」に、「 殿」を「 様」に、「転飼したいので許可願いたく」を「転飼したいので、」に、「申請します」を「許可を申請します」に改め、「本籍」を削る。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第3条関係)」に、「私儀」を「私は」に、「同意いたします」を「同意します」に改め、「昭和」を削り、「 殿」を「 様」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第4条関係)」に、「 殿」を「 様」に改め、「再交付願いたく」を削り、「申請します」を「再交付を申請します」に改める。

(三重県みつばち腐そ病予防規則の一部改正)

第四十九条 三重県みつばち腐そ病予防規則(昭和三十一年三重県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第4条関係)」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第4条関係)」に、「証明する」を「証明します」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第4条関係)」に改める。

(三重県種畜検査条例施行規則の一部改正)

第五十条 三重県種畜検査条例施行規則(昭和二十一年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「 殿」を「 様」に改める。

第二号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第4条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第6条関係)」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第7条関係)」に、「証明する」を「証明します」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第8条関係)」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第8条関係)」に、「昭和(年)」を「(年)」に、「 殿」を「 様」に改める。

(肥料取締施行細則の一部改正)

第五十一条 肥料取締施行細則(昭和二十四年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名又は名称及び住所」を「氏名又は名称及び住所 様」に、「 殿」を「 様」に改める。

第二号様式中「氏名又は名称及び住所」を「氏名又は名称及び住所 様」に、「許可する」を「許可します」に改める。

(養鶏振興法施行細則の一部改正)

第五十二条 養鶏振興法施行細則(昭和二十五年三重県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「証する」を「証します」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第7条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「証する」を「証します」に改める。

第五号様式から第七号様式までの規定中「 殿」を「 様」に改める。

(大豆なたね果荷業者登録手続規則の一部改正)

第五十三条 大豆なたね果荷業者登録手続規則(昭和二十七年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第三号様式及び第四号様式中「申請する」を「申請します」に改める。

(三重県鶏の経済能力検定期則の一部改正)

第五十四条 三重県鶏の経済能力検定期則(昭和四十年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「(第一号様式)」を「第一号様式(第4条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第二号様式中「(第二号様式)」を「第二号様式(第13条関係)」に、「証明する」を「証明します」に改める。

(三重県種畜等の貸付け及び譲渡に関する規則の一部改正)

第五十五条 三重県種畜等の貸付け及び譲渡に関する規則(昭和四十五年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第5条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第7条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第10条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第14条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第14条関係)」に、「 殿」を「 様」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第14条関係)」に改める。

(卸売市場法の施行等に関する条例施行規則の一部改正)

第五十六条 卸売市場法の施行等に関する条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「氏名又は名称」を「氏名又は名称 様」に、「証する」を「証しせず」に改める。

第九号様式中「第九号様式」を「第九号様式(第七号関係)」に改める。

第十六号様式中「行なおうとする」を「行おうとする」に改める。

第十七号様式中「氏名又は名称」を「氏名又は名称 様」に、「証する」を「証しせず」に改める。

第十八号様式中「第十八号様式」を「第十八号様式(第十二号関係)」に改める。

第二十号様式中「第二十号様式」を「第二十号様式(第十三号関係)」に改める。

第二十四号様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

(三重県家畜畜産法施行細則の一部改正)

第五十七条 三重県家畜畜産法施行細則(昭和四十七年三重県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

(主要農作物種子審査規則の一部改正)

第五十八条 主要農作物種子審査規則(昭和五十年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「農業改良普及員」を「改良普及員(農業関係)」に改める。

(三重県中央卸売市場条例施行規則の一部改正)

第五十九条 三重県中央卸売市場条例施行規則(昭和五十六年三重県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「通知する」を「通知しせず」に改める。

第八号様式中

氏名又は名称及び 代表者氏名

 を

氏名又は名称及び 代表者氏名	様
-------------------	---

に、「許可する」を「許可しせず」に改める。

第十七号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名 様」に、「承認する」を「承認しせず」に改める。

第二十三号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名 様」に、「許可する」を「許可しせず」に改める。

第六十八号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名 様」に、「許可する」を「許可しせず」に改める。

第七十三号様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

(三重県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正)

第六十条 三重県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和四十一年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「氏名又は名称及び代表者」を「氏名又は名称及び代表者 様」に改める。

第九号様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

(三重県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第六十一条 三重県漁港管理条例施行規則(昭和三十九年三重県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第十四号様式までの規定中「認」を「認」に改める。

(三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部改正)

第六十二条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「入校願書」を「入校申込書」に、「入校を申請します」を「入校を申し込みます」に改める。

第二号様式中「承認する」を「承認しせず」に改める。

第五号様式中「願校願」を「願校申請書」に、「許可されるよう」を「許可を」に、「お願いします」を「申請しせず」に改める。

第六号様式中「氏名」を「氏名 様」に、「証する」を「証しせず」に改める。

(職業訓練手当支給規則の一部改正)

第六十三条 職業訓練手当支給規則(昭和四十一年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第二号関係)」に、「認」を「認」に、「承認する」を「承認しせず」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二号様式中「承認する」を「承認しせず」に改める。

第五号様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

(三重県職業訓練受講資金等の貸付に関する規則の一部改正)

第六十四条 三重県職業訓練受講資金等の貸付に関する規則(昭和六十二年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「認」を「申請しせず」に改める。

(三重県農林漁業災害融資金検査規則の一部改正)

第六十五条 三重県農林漁業災害融資金検査規則(昭和三十三年三重県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「証明する」を「証明しせず」に改め、「認」を「認」に改める。

(三重県信用協同組合検査規則の一部改正)

第六十六条 三重県信用協同組合検査規則(昭和三十六年三重県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

(三重県中小企業高度化用地先行取得事業資金貸付規則の一部改正)

第六十七条 三重県中小企業高度化用地先行取得事業資金貸付規則(昭和四十九年三重県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第四号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第四号関係)」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第十二号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第十三号関係)」に、「認」を「認」に改める。

(森林組合法施行細則の一部改正)

第六十八条 森林組合法施行細則(昭和五十四年三重県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第二号関係)」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第三号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第三号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第四号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第四号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第五号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第五号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第六号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第十号様式中「第十号様式」を「第十号様式(第八号関係)」に改める。

第十一号様式中「第十一号様式」を「第十一号様式(第八号関係)」に改める。

第十二号様式中「第十二号様式」を「第十二号様式(第十号関係)」に改める。

第十三号様式中「第十三号様式」を「第十三号様式(第十一号関係)」に改める。

第十四号様式中「第十四号様式」を「第十四号様式(第十二号関係)」に改める。

第十五号様式中「第十五号様式」を「第十五号様式(第十三号関係)」に改める。

第十六号様式中「第十六号様式」を「第十六号様式(第十四号関係)」に、「認」を「認」に改める。

第十七号様式中「第十七号様式」を「第十七号様式(第十五号関係)」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第六十九条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年三重県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

(三重県農林水産団体検査規則の一部改正)

第七十条 三重県農林水産団体検査規則(平成八年三重県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「証明する」を「証明しせず」に改める。

第二号様式中「認」を「認」に、「命ずる」を「命じせず」に改める。

〔三重県市町村振興事業貸付金規則の一部改正〕

第七十 条 三重県市町村振興事業貸付金規則(平成六年三重県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「定めるところによる」を「定めるところによります」に改める。

〔消防法施行細則の一部改正〕

第七十二 条 消防法施行細則(昭和六十三年三重県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「氏名又は名称及び代表者氏名」を「氏名又は名称及び代表者氏名」様 に改める。

第六号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

第七号様式中「氏名又は名称及び代表者氏名」を「氏名又は名称及び代表者氏名」様 に改める。

「収束する」を「収束します」に改める。

〔三重県道路占用等に関する規則の一部改正〕

第七十三 条 三重県道路占用等に関する規則(昭和四十二年三重県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式(表)中「土第 号」を「第 号」に、同様式(裏)中「土木事務所 維持管理課 行」を「建設部 建設部 維持管理グループ 行」に、「土木事務所」を「建設部」に、「維持管理課」を「維持管理グループ」に改める。

第三号様式中「土第 号」を「第 号」に改める。

第四号様式中「土第 号」を「第 号」に、「添付すること」を「添付してください。」に改める。

第五号様式中「土第 号」を「第 号」に改める。

第六号様式中「土第 号」を「第 号」に、「添付すること」を「添付してください」に改める。

第七号様式中「土第 号」を「第 号」に、「添付すること」を「添付してください」に改める。

「厳守いたします」を「厳守します」に改める。

第八号様式中「土第 号」を「第 号」に改める。

〔河川法施行細則の一部改正〕

第七十四 条 河川法施行細則(昭和四十年三重県規則第五十三号)の一部を次のとおり改正する。

第一号様式の「中」第一号様式の2)を「第一号様式の2(第1条関係)」に改め、同様式裏面1中「することができない」を「することができません」に改め、同様式裏面2中「常に携帯しなければならない」を「必ず常に携帯してください」に改め、同様式裏面3中「受けなければならない」を「必ず受けてください」に改め、同様式裏面4中「応じなければならない」を「必ず応じてください」に改め、同様式裏面5中「返納しなければならない」を「返納してください」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第8条関係)」に、「指定する」を「指定します」に、「適用する」を「適用します」に改める。

〔三重県砂防指定地管理規則の一部改正〕

第七十五 条 三重県砂防指定地管理規則(昭和三十三年三重県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第7条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第7条関係)」に改める。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第10条関係)」に改め、「昭和」を削る。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第11条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第12条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第13条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第13条の2関係)」に、「殿」を「様」に改める。

第九号様式中「第9号様式」を「第9号様式(第19条関係)」に、「証する」を「証明します」に改める。

〔三重県土採取規制条例施行規則の一部改正〕

第七十六 条 三重県土採取規制条例施行規則(昭和四十九年三重県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第9条関係)」に、「証明する」を「証明します」に改める。

第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第11条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

〔三重県屋外広告物条例施行規則の一部改正〕

第七十七 条 三重県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年三重県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二号様式までの規定中「許可する」を「許可します」に改める。

第四号様式中「特約いたします」を「特約します」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「許可する」を「許可します」に改める。

第十一号様式(表)及び第十四号様式中「証する」を「証明します」に改める。

第十七号様式中「氏名」を「氏名 様」に改める。

第十八号様式中「受けたく」を「受けたいので」に改める。

第十九号様式中「氏名」を「氏名 様」に改める。

〔三重県宅地建物取引業法施行細則の一部改正〕

第七十八 条 三重県宅地建物取引業法施行細則(昭和四十四年三重県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五号様式及び第六号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

〔都市計画法施行細則の一部改正〕

第七十九 条 都市計画法施行細則(昭和四十五年三重県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「同意した」を「同意しました」に、「有するものである」を「有するものです」に改める。

第五号様式中「証明する」を「証明します」に改める。

第六号様式の「中」「ちよう付のり」を「はり付けてください」に改める。

第八号様式の「から」第十号様式までの規定中「収入証紙 ちよう付欄」を「三重県証紙 ちよう付欄」に改める。

第十一号様式中「収入証紙 ちよう付欄」を「三重県証紙 ちよう付欄」に改める。

〔三重県都市計画公聴会規則の一部改正〕

第八十 条 三重県都市計画公聴会規則(昭和五十四年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第4条関係)」に、「殿」を「様」に、「申出ます」を「申し出ます」に改める。

〔三重県都市公園条例施行規則の一部改正〕

第八十一 条 三重県都市公園条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第四十八号)の一部を次のよう改正する。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第2条関係)」に改める。

第二号様式その「中」第2号様式その1(設置の場合)を「第2号様式その1(第5条関係 設置の場合)」に、「殿」を「様」に、「(規格 B5)」を「(規格 A4)」に改める。

第三号様式その「中」第2号様式その2(管理の場合)を「第2号様式その2(第5条関係 管理の場合)」に、「殿」を「様」に、「(規格 B5)」を「(規格 A4)」に改める。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第5条関係)」に改める。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第7条関係)」に改める。

〔建築士法施行細則の一部改正〕

第八十二 条 建築士法施行細則(昭和二十六年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第2号様式(用紙A4)」を「第2号様式(第2条関係)(用紙A4)」に、「氏名」

鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53	清水敦哉	内科
宮前診療所	飯南郡飯高町大字宮前1104	鈴木紀元	内科
四日市社会保険病院	四日市市羽津山町10番8号	内田克典	泌尿器科
医療法人こやまクリニック	多気郡大台町佐原宮前457番20	小山孝夫	循環器科 呼吸器科 小児科 リハビリテーション科
小山田記念温泉病院	四日市市山田町5538番地の1	伊藤信二	神経内科
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地の1	森田裕	眼科
あい眼科リハビリクリニック	熊野市井戸町丸山647-4	鮑浦淳介	眼科
田合病院	名張市木屋町815	富田まり子	耳鼻咽喉科
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地の1	湯浅浩行	外科
医療法人さくら会さくらクリニック松阪	松阪市立田町字向田上141-1	金(金子)巨弘	内科
慶應義塾大学伊勢慶應病院	伊勢市常磐2丁目7番28号	米川甫	外科
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53	高木英爾	内科
員弁厚生病院	員弁郡北勢町大字阿下喜751番地	相田直隆	整形外科
やまがみ眼科	名張市栄町2825番地の1	山上和良	眼科
藤田保健衛生大学七栗サナトリウム	久居市大鳥町向廣424-1	栗岡孝明	リハビリテーション科

三重県告示第565号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、次のとおり医療機関を平成11年12月1日指定しました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類	主たる担当医師名
田合病院	名張市木屋町815番地	耳鼻咽喉科に関する医療	富田まり子
紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750	腎臓に関する医療	伊部敏雄
紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750	眼科に関する医療	吉田誠治
紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750	脳神経外科に関する医療	栃尾廣
紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750	整形外科に関する医療	佐藤憲史
松阪市民病院	松阪市殿町1550	腎臓に関する医療	横山尚正

三重県告示第566号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、次のとおり医療機関を平成11年12月1日指定しました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

- 訪問看護事業者の名称
医療法人 康成会
- 訪問看護ステーションの名称
訪問看護ステーションそらまめ
- 所在地
名張市百ヶ丘東九番町260番地

三重県告示第567号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、次のとおり医療機関を平成11年12月1日指定しました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

医療機関の名称	所在地
東洋薬局千里店	安芸郡河芸町大字西千里273-1
津小林薬局久居駅前店	久居市野村町366-2
たんぼば薬局榊原店	久居市榊原町字石ノ戸1035番地1
グリーンぱる桑名センター薬局	桑名市北別所字福地399番地の8
くすの木調剤薬局	四日市市鶴の森1丁目9-2

三重県告示第568号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第3項の規定により、次のとおり指定医療機関から指定の辞退の届出がありました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
株式会社津小林薬局メッツ店	津市高茶屋7丁目4番40号	11.11.1

三重県告示第569号

農業災害補償法第16条第1項ただし書の規定に基づく業務の規模の基準(昭和39年三重県告示第56号)の一部を次のように改正し、平成12年4月1日から施行します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

1の(1)を次のように改める。

(1) 水稻の当然加入基準

基準の規模	該当地域
30アール	津市 久居市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町 香良洲町 一志町 白山町 嬉野町 美杉村 三雲町
25アール	四日市市 松阪市 上野市 鈴鹿市 名張市 亀山市 菟野町 楠町 朝日町 川越町 関町 飯南町 飯高町 多気町 明和町 大台町 勢和村 宮川村 伊賀町 島ヶ原村 阿山町 大山田村 青山町
20アール	伊勢市 桑名市 尾鷲市 鳥羽市 熊野市 多度町 長島町 木曾岬町 北勢町 員弁町 大安町 東員町 藤原町 玉城町 二見町 小俣町 大宮町 南勢町 南島町 紀勢町 御園村 大内山村 度会町 浜島町 大王町 志摩町 阿児町 磯部町 紀伊長島町 海山町 御浜町 紀宝町 紀和町 鶴殿村

三重県告示第570号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、志摩町の区域内において、次のとおりあらたに土地を生じたことを平成11年9月21日確認した旨、同町長から届出がありました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

- 1 志摩郡志摩町片田字大蔵4792に面する道路敷の地先公有水面埋立地、字汐本浦4635の13に面する堤防敷の地先公有水面埋立地、4635の6、4635の7及び4635の13の地先公有水面埋立地、4635の7に面する堤防敷の地先公有水面埋立地1,111.41平方メートル
- 2 志摩郡志摩町布施田字北中274の地先公有水面埋立地及びこれに面する道路敷の地先公有水面埋立地、248、248の1、250、251及び274に面する畦畔の地先公有水面埋立地、251の地先公有水面埋立地、271の1、271の2及び271の3に面する畦畔の地先公有水面埋立地、273の2に面する水路敷及び道路敷の地先公有水面埋立地、274の3、274の4及び274の6の地先公有水面埋立地1,950.55平方メートル

三重県告示第571号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、志摩町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出がありました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

- 1 志摩郡志摩町片田字汐本浦に編入する区域
志摩郡志摩町片田字大蔵4792に面する道路敷の地先公有水面埋立地、字汐本浦4635の13に面する堤防敷の地先公有水面埋立地、4635の6、4635の7及び4635の13の地先公有水面埋立地、4635の7に面する堤防敷の地先公有水面埋立地1,111.41平方メートル
- 2 志摩郡志摩町布施田字北中に編入する区域
志摩郡志摩町布施田字北中274の地先公有水面埋立地及びこれに面する道路敷の地先公有水面埋立地、248、248の1、250、251及び274に面する畦畔の地先公有水面埋立地、251の地先公有水面埋立地、271の1、271の2及び271の3に面する畦畔の地先公有水面埋立地、273の2に面する水路敷及び道路敷の地先公有水面埋立地、274の3、274の4及び274の6の地先公有水面埋立地1,950.55平方メートル

三重県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定しました。
なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪伊勢自転車道線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡玉城町中楽字田丸道15番1から		3.00~9.00	480.00
度会郡玉城町中楽字豆塚554番1まで			

三重県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市大字額田字中新貝307番6地先から		旧	8.36~10.86	41.00
桑名市大字額田字中新貝308番2地先まで		新	8.36~14.36	41.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇治山田港伊勢市停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市竹ヶ鼻町字潮満384番2から		旧	7.00~8.40	50.00
度会郡御園村大字新開字城垣外924番まで		新	7.00~19.40	50.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白山小津線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡嬉野町大字島田字北山口1309番1から		旧 新	11.00~32.70	432.00
一志郡嬉野町大字島田字浦沖2333番1まで		新	3.10~16.80	680.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市井戸町字日浦2905番1から		旧 新	5.60~13.60	80.00
熊野市井戸町字西2908番6まで		新	8.00~18.00	97.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津関線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市一身田上津部田字へノ坪1987番1から		旧	20.50	40.00
津市一身田上津部田字へノ坪1988番まで		新	20.50~25.00	40.00

三重県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421号	桑名市大字額田字中新貝307番6地先から 桑名市大字額田字中新貝308番2地先まで	平成12年1月4日
県道 宇治山田港伊勢市 停車場線	伊勢市竹ヶ鼻町字潮満384番2から 度会郡御園村大字新開字城垣外924番まで	平成12年1月5日
県道 松阪伊勢自転車道 線	度会郡玉城町中薬字田丸道15番1から 度会郡玉城町中薬字豆塚554番1まで	平成11年12月3日
県道 四日市鈴鹿環状線	四日市市八王子町字里前2123番3から 四日市市八王子町字稲田2415番1まで	平成11年12月3日
県道 宮妻峽線	四日市市八王子町字里前2123番3から 四日市市八王子町字稲田2415番1まで	平成11年12月3日
県道 白山小津線	一志郡嬉野町大字島田字北山口1309番1から 一志郡嬉野町大字島田字浦沖2333番1まで	平成11年12月3日
県道 新鹿佐渡線	熊野市新鹿町小阪辻2026番3地先から 熊野市飛鳥町小阪相ヶ谷1320番1地先まで	平成11年12月22日
県道 新鹿佐渡線	熊野市飛鳥町小阪相ヶ谷420番1から 熊野市飛鳥町小阪相ヶ谷424番まで	平成11年12月22日

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第122号

不在者投票のできる施設の指定（昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正します。

平成11年12月3日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

病院の項中

「亀山市東御幸町232番地 医療法人半田病院」を削り、
「亀山市羽若町字松本645-14 社会福祉法人青山里会亀山老人保健施設」を
「亀山市羽若町字松本645-14 社会福祉法人青山里会亀山老人保健施設
亀山市東御幸町232番地 特定医療法人斎寿会回生病院 亀山回生病院」に改める。

三重県選挙管理委員会告示第123号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、次のとおり同条第1項第3号の施設を指定した旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

平成11年12月3日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
四日市市選挙管理委員会	三重北勢健康増進センター	四日市市塩浜町1番地の11	平成11年9月2日

三重県選挙管理委員会告示第124号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成4年三重県選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正します。

平成11年12月3日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

表中

「四日市市 四日市ドーム 四日市市大字羽津甲5169番地」を
「四日市市 四日市ドーム 四日市市大字羽津甲5169番地
四日市市 三重北勢健康増進センター 四日市市塩浜町1番地の11」に改める。

三重県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出がありました。

平成11年12月3日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
民主党三重県第5区総支部	山村 健	森本 英章	伊勢市岩渕2-7-29	政党
宇陀律夫後援会	宇陀 律夫	宇陀 律夫	安芸郡安濃町安部760-1	
奥山始郎後援会	庄司 輝明	庄司 徳子	北牟婁郡紀伊長島町長島1200-1	
北大社水谷としお後援会	石垣 登	伊藤 道郎	員弁郡東員町大字北大社1277-1	
C O M E T	北村 好行	谷口 行立	鈴鹿市神戸1-10-7	
寺島秀則を励ます会	水谷 武一	水谷 武一	安芸郡安濃町大字太田1836	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党三重県陸運支部	代表者	矢倉 茂	竹林 武一	政党
自由民主党三重県陸運支部	会計責任者	谷 薫	矢倉 茂	政党
自由民主党四日市支部	主たる事務所の所在地	四日市市堀木1-3-25	四日市市安島2-1-1	政党
日本共産党中勢・伊賀地区委員会	名称	日本共産党中勢・伊賀地区委員会	日本共産党伊賀地区委員会	政党
日本共産党中勢・伊賀地区委員会	主たる事務所の所在地	津市乙部69	上野市東丸の内38-23	政党
日本共産党中勢・伊賀地区委員会	代表者	大嶽 隆司	森 永 勝 二	政党
日本共産党中勢・伊賀地区委員会	会計責任者	上村 邦雄	北 田 保	政党
日本共産党中部地区委員会	名称	日本共産党中部地区委員会	日本共産党中勢地区委員会	政党
日本共産党中部地区委員会	主たる事務所の所在地	松阪市宮町290	津市乙部69	政党
日本共産党中部地区委員会	代表者	竹下 昌 広	今 井 隆 明	政党
日本共産党中部地区委員会	会計責任者	北 田 保	竹 下 昌 広	政党
日本共産党南部地区委員会	代表者	奥 野 忠	谷 中 三 好	政党
石井けんじ後援会	代表者	大西 義一	池 村 京	
太田嘉明後援会	代表者	位 田 喜代春	太 田 茂 信	
大日本神風会	会計責任者	栞 田 恭 典	野 澤 明 弘	
山本かずお後援会「希望の町を育てる会」	会計責任者	下 村 等	井 口 満 夫	

三重県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありました。

平成11年12月3日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

政治団体の名称

解散年月日

備考

井田久彌後援会	平成11年10月8日
大日本神風会	平成11年11月6日
南勢地区政経懇話会	平成11年5月30日
西山広後援会	平成11年5月30日

三重県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成11年12月3日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

政治団体の名称 井田久彌後援会

報告年月日：111013

収入総額	前年より繰越額	本年収入額	支出総額	差引額
557,248	557,248	0	0	557,248

政治団体の名称 大日本神風会

報告年月日：111109

収入総額	前年より繰越額	本年収入額	支出総額	差引額
1,207,858	167,815	1,040,043	1,207,858	0

収入科目名	収入金額	(収入内訳)	支出科目名	支出金額	(支出内訳)
党費			[経常経費計]	457,858	
寄附			人件費	127,858	
個人*			光熱水費		
特定寄附*			備品消耗品費	330,000	
法人等*			事務所費		
政治団体*			[政治活動費計]	750,000	
あっせん寄附*			組織活動費	200,000	
事業収入*	920,000		選挙関係費		
借入金*			事業費計	550,000	
本部支部交付金収入*			機関紙誌発行費	550,000	
その他収入*	120,043		宣伝事業費		
			パーティー開催		
			その他事業費		
			調査研究費		
			寄附・交付金		
			その他経費		
			[本部支部交付金]		

*印は、明細を後掲

政治団体の名称 南勢地区政経懇話会

報告年月日：111013

収入総額	前年より繰越額	本年収入額	支出総額	差引額
2,096,226	376,128	1,720,098	2,092,105	4,121

収入科目名	収入金額	(収入内訳)	支出科目名	支出金額	(支出内訳)
党費			[経常経費計]	692,105	
寄附	1,720,000		人件費	6000,000	
個人*		1,200,000	光熱水費		
特定寄附*		1,200,000	備品消耗品費	48,280	
法人等*		520,000	事務所費	43,825	
政治団体*			[政治活動費計]	1,400,000	
あっせん寄附*			組織活動費		
事業収入*			選挙関係費		
借入金*			事業費計		
本部支部交付金収入*			機関紙誌発行費		
その他収入*	98		宣伝事業費		
			パーティー開催		
			その他事業費		
			調査研究費		
			寄附・交付金		
			その他経費		1,400,000
			[本部支部交付金]		

*印は、明細を後掲

政治団体の名称 西山広後援会

報告年月日：111013

収入総額	前年より繰越額	本年収入額	支出総額	差引額
1,638,487	29,088	1,609,399	1,412,858	225,629

収入科目名	収入金額	(収入内訳)	支出科目名	支出金額	(支出内訳)
党費			[経常経費計]	598,023	
寄附	1,580,000		人件費	387,448	
個人*		180,000	光熱水費	71,447	
特定寄附*			備品消耗品費	56,904	
法人等*			事務所費	82,224	
政治団体*			[政治活動費計]	814,835	
あっせん寄附*			組織活動費	557,674	
事業収入*			選挙関係費	36,145	
借入金*			事業費計	3,150	
本部支部交付金収入*			機関紙誌発行費		
その他収入*	29,399		宣伝事業費	3,150	
			パーティー開催		
			その他事業費		
			調査研究費		
			寄附・交付金		
			その他経費		108,551
			[本部支部交付金]		

*印は、明細を後掲

政治団体の名称 大日本神風会

報告年月日：111109

(種別)	(寄附者又は摘要)	(住所又は所在地)	(金額)
事業収入	機関紙(神風)		¥ 920,000
		小計	¥ 920,000
その他の収入	放送街車両(売却)		¥ 120,043
		小計	¥ 120,043

政治団体の名称 南勢地区政経懇話会

報告年月日：111013

(種別)	(寄附者又は摘要)	(住所又は所在地)	(金額)
特定寄附	西山 広	鳥羽市	¥ 1,200,000
		小計	¥ 1,200,000
個人寄附	西山 広	鳥羽市	¥ 1,200,000
		小計	¥ 1,200,000
法人等寄附	株式会社大洋	鳥羽市	¥ 60,000
	株式会社亀川組	鳥羽市	¥ 60,000
	南部開発株式会社	志摩郡阿児町	¥ 120,000
	株式会社アジック	鳥羽市	¥ 60,000
	有限会社浜与商店	鳥羽市	¥ 60,000
	その他		¥ 160,000
		小計	¥ 520,000
その他の収入	1件10万円未満のもの		¥ 98
		小計	¥ 98

政治団体の名称 西山広後援会

報告年月日：111013

(種別)	(寄附者又は摘要)	(住所又は所在地)	(金額)
個人寄附	その他		¥ 180,000
		小計	¥ 180,000
政治団体寄附	南勢地区政経懇話会	鳥羽市	¥ 1,400,000
		小計	¥ 1,400,000
その他の収入	1件10万円未満のもの		¥ 29,399
		小計	¥ 29,399

三重県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありました。

平成11年12月3日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

届出をした者の氏名 西山 広
 公職の種類 県議会議員
 資金管理団体の名称 南勢地区政経懇話会
 主たる事務所の所在地 鳥羽市鳥羽5-1-11
 代表者の氏名 西山 広

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部生活課NPO室及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成12年1月24日まで縦覧に供します。

平成11年12月3日

三重県知事 北 川 正 恭

- 申請年月日
平成11年11月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - 名称
特定非営利活動法人四日市こどものまち
 - 代表者の氏名
藤原 和彦
 - 事務所の所在地
四日市市松本三丁目9番6号
- 定款に記載された目的
この法人は、こどものための博物館を通して、子どもたちが遊びながら楽しめる場を提供するとともに、市民に対しての普及啓発活動を推進することにより、子どもたちの健全な育成に寄与することを目的とする。

保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、第51回(平成11年度)准看護婦試験を次のとおり実施します。

平成11年12月3日

三重県知事 北 川 正 恭

- 試験の実施日時
平成12年2月22日(火) 午前10時から午後3時まで
- 試験の実施場所
津市広明町13番地 三重県庁講堂
津市広明町323番地の1 三重県水産会館大会議室
津市栄町1丁目147-5 三重県勤労者福祉会館6階講堂
津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館1階健康教育室及び4階代議員会室
- 受験願書の受付期間及び受付場所
 - 受付期間
平成12年1月11日(火)から同月18日(火)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - 受付場所
三重県健康福祉部医務福祉課及び各県民局保健福祉部
- 受験願書の請求先
津市広明町13番地 三重県健康福祉部医務福祉課
- その他
 - この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要領を参考にしてください。
 - この試験についての問い合わせは、受験願書の請求先あてにしてください。
なお、郵便で問い合わせる場合は、必ず切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を同封してください。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第5項の規定により、平成11年7月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

製造事業所等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考			
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	水分	D	T	M	その他				
平和製粉株式会社 安芸郡河芸町 大字東千里字 新界495-1	同左	一般ふすま	11.7	14.1	4.3	7.7	4.8	-	-	11.6	-	-	-	-	-	-	-	-
同上	同上	2種混合飼料	11.7	7.9	4.8	2.5	1.5	-	-	13.5	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬古製粉株式会社 四日市市羽津 町21-21	同左	専管ふすま	11.7	17.2	3.1	2.6	2.8	-	-	10.8	-	-	-	-	-	-	-	-
ホウトク株式会社 三重郡川越町 豊田一色281	同左	増産ふすま	11.7	12.8	3.0	4.0	2.5	-	-	12.4	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 試験結果の概要の欄のなかに個別項目別の試験結果を示し、違反が認められた場合には備考欄にその内容を示す。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事の退任の届出がありました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

○松阪西部土地改良区（松阪市小阿坂町3320番地）

退任理事

松阪市松崎浦町648番地

矢野 新一郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の就任の届出がありました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

○機殿下土地改良区（松阪市六根町775番地1）

就任理事

松阪市魚見町246番地

鶴川 博

” ” 245番地

鈴木 豊

” ” 270番地

中川 定郎

” ” 234番地

中川 茂

” ” 290番地

中川 一

” ” 128番地

中川 憲重

” ” 240番地

古川 正實

” 川島町119番地

中川 篤

” ” 215番地

中川 薫

” ” 9番地

中川 力夫

” ” 231番地

横井 禮三

松阪市東久保町118番地

鈴木 一男

” ” 831番地

鈴木 啓二

” ” 871番地

濱林 九代次

” ” 797番地

溝田 一衛

” ” 863番地

溝田 善伸

就任監事

松阪市魚見町120番地

中川 一郎

” 東久保町119番地

鈴木 幸和

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、美里村営土地改良事業（団体営農林業同和対策事業中野地区）を平成11年11月25日認可しました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

- 届出者の氏名又は名称
株式会社牛虎
- 建物の名称及び所在地
牛虎ラプリー神田久志本店
伊勢市神田久志本町1636番ほか

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同条第5項の規定により、公示します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

- 届出者の氏名又は名称
有限会社晃栄
伊勢市神久5丁目8番45号
- 建物の名称及び所在地
オークワ神久店
伊勢市神久4丁目12-13ほか

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨、三重県南勢志摩県民局志摩建設部長から通知がありました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川正恭

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
平成11年12月4日から平成12年3月24日まで
- 作業地域
度会郡二見町松下地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨、三重県土地改良事業団体連合会長から通知がありました。

平成11年12月3日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 作業種類
公共測量（農用地開発事業に伴う農地の確定測量）
- 2 作業期間
平成11年12月10日から平成12年2月29日まで
- 3 作業地域
度会郡南勢町切原地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 都市計画の種類
鳥羽都市計画地区計画
小浜地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 都市計画の種類
鳥羽都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市計画課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 物品の名称 大型シュレッダー
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地
三重県総務局管財営繕課総務・庁舎管理グループ
- 3 落札決定日 平成11年10月8日
- 4 落札者 三重県津市藤方南八木田1072の1
三重コピー販売株式会社 代表取締役 林 昭久
- 5 落札金額 31,342,500円（内消費税及び地方消費税の額1,492,500円）
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成11年8月17日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成11年12月3日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 業務名 新財務会計・予算編成支援システム用サーバ機等の賃貸借契約

- 2 担当部局 三重県津市栄町1丁目891 吉田山会館3階
三重県出納局総務課財務電算運用・開発グループ
三重県総務局予算調整課
- 3 落札決定日 平成11年11月11日（木）
- 4 落札者 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
日本電子計算機株式会社 営業本部長 三水 金一
- 5 落札金額 1,759,306,500円（内消費税及び地方消費税83,776,500円）
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成11年9月17日

お知らせ

少子化問題啓発事業の委託契約を締結するにあたり、提案書の募集を次のとおり行います。
平成11年12月3日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 対象事業
 - (1) 名称
少子化問題啓発事業
 - (2) 事業の概要
少子化に関する県民意識の高揚を図り、少子化問題を広く県民に考えてもらうための啓発ビデオを、NPOとの協働により制作します。
このため、県内のNPO等による「少子化CM制作委員会」の結成及び企画運営並びに啓発用ビデオ制作を委託するものです。
- 2 参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
 - (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、上記の入札資格を得ていない者にあつては、競争入札参加資格審査申請書（物件の買入れ等）を、平成11年12月6日（月）までに三重県出納局総務課に提出し、登録の手続きを行うこと。
 - (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
 - (4) 連絡調整の担当者を1名以上配置することができること。
 - (5) 連絡をしてからおおむね2時間以内に、担当者が健康福祉政策課に到着できること。
- 3 最優秀提案者の決定の評価基準
独創性、企画性、目的達成性、協働性、啓発性、実現性、具体性、標準性、話題性及び経済性
- 4 説明会
提案を希望する者については、説明会を次のとおり開催し、提案募集要領を交付します。
（説明会への出席を希望する者は説明会前日までに電話で7の担当部局まで連絡のこと。）
 - (1) 日時 平成11年12月8日（水）11時から正午まで
 - (2) 場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁附属棟1階S 105会議室
- 5 説明会後のスケジュール
 - (1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査
企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行うこと。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書にて通知します。
ア 様式及び内容 説明会で指定したもの
イ 提出期限 平成11年12月15日（水）午後4時まで
ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部健康福祉政策課内
 - (2) 提案書の提出
次のとおり提出することとします。
ア 様式及び内容 様式任意（詳細は説明会で説明）
イ 提出期限 平成11年12月21日（火）正午まで

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部健康福祉政策課内

- (3) 提案に対するヒアリング
ヒアリング日時等は、提案書の提出があった者に対して後日通知します。
- (4) 委託契約締結
最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。
- (5) 受託者の公表時期及び方法
平成11年12月下旬に、各提案者に対して文書にて通知します。

6 その他

- (1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案に必要な費用については、提案者の負担とします。
- (3) 提出のあった各提案書については返還しません。

7 担当部局

郵便番号514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部健康福祉政策課 企画グループ 担当 池田、浅井
電話 059-224-2238

毎週火、金曜日発行

購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1 箇月 2,700円
1 箇年 32,400円

平成11年12月3日発行

津市広明町13番地

三重県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862